

# チケット委託販売確認書

さくらプラザ窓口でのチケット委託販売について、以下のとおり確認します。  
必ず、広報物作成前にご相談下さい。さくらプラザで販売がある旨の広報及びチラシ作成後であっても、広報物に不備があった場合やこの確認書の事項に反する場合、受託をお断りする場合があります。

## 【受託条件】

- 販売するチケット
  - ①「戸塚区民文化センター」で開催される文化芸術公演のチケットを取り扱いたします。
  - ②その他の施設で行われるものについては、区民の利益に供するものに限り受託いたします。
- 販売手数料
  - ①チケットの売上げに応じて販売手数料を申し受けます。
  - ②基本手数料2,000円または、チケット総売上げの10%の多い方を販売手数料といたします。
- 販売期間
  - ①販売期間は、公演日の3か月前から前日までを最大といたします。
  - ②販売時間は、開館日の9：00から21：00とし、施設点検日（休館日）は取り扱いたしません。
- 販売方法
  - ①窓口販売のみの取り扱いとし、電話予約等の取り扱いはいたしません。
- 委託方法
  - ①販売開始日1週間前までに「チケット委託販売申請書」をご記入の上、チケット、販売枚数分のチラシ等をご持参頂き、お手続きください。
- 委託枚数
  - ①チケット販売数は当該公演の総チケット販売数のうち二分の一までを上限といたします。
  - ②チケットの預かり枚数は一度に最大100枚までといたします。
- 広報物記載内容
  - ①チケット委託をされる場合は、チラシ等広報物に下記のご記載をお願いいたします。

チケット取扱先：戸塚区民文化センター さくらプラザ（9:00～21:00） 窓口販売のみ 電話：045-866-2501
---
- 注意事項
  - ①発売開始日は、施設点検日（休館日）をご確認の上、指定してください。
  - ②チケット販売後のキャンセルの対応はお受けできません。購入者からのキャンセルについての対応は主催者側をお願いいたします。
  - ③チラシには、公演名、公演日時、会場、主催者、主催者問合わせ先、券種、料金、発売日、チケット取り扱い場所（戸塚区民文化センターさくらプラザ）を必ず明記してください。上記要件を満たさない場合は、チラシを配布できません。
  - ④未就学児の入場制限などがある場合、その旨を必ず広報物に明記し、申請書に記入してください。
  - ⑤公演問合わせ先として、主催者のお問い合わせ電話番号を明記してください。
  - ⑥チケットには、公演名、公演日時、会場、主催者、主催者問合わせ先、券種、料金、座席番号、通し番号等を明記してください。左記要件を満たさない場合はチケット販売をお受けできません。
  - ⑦券種によって料金が異なる場合はそれぞれ金額を明記し、券種ごとに分けて納品してください。
  - ⑧指定席の場合は、座席番号をチケットに記入して納品してください。
  - ⑨チケット販売方法については戸塚区民文化センター内規に準拠します。



年 月 日

(会館名)戸塚区民文化センター さくらプラザ 館長 宛

### チケット委託販売申請書

枠内の項目を記入してください。

公演名			
会場	さくらプラザ ホール・リハーサル室／他会場( )		
公演日時	年 月 日( ) 開場 : / 開演 : / 終演予定 :		
販売期間	年 月 日から 年 月 日(最長・公演前日まで)		
主催者	団体名	代表者	
	電話番号	FAX	
	Eメールアドレス		
	当館ではわかりかねるお問い合わせがあった場合、主催者様のご連絡先をお教えする事がございます。ご了承ください。		
精算方法	窓口(窓口清算希望日時 月 日 時頃)		
入場制限	未就学児 可 ( 歳～有料) / 不可		
完売時の連絡	要 / 不要		
特記事項			
受託条件	販売手数料は、基本手数料2,000円または、売上げの10%の多い方とします。		
	窓口販売のみの取り扱いとし、電話予約等のお取り扱いはいたしかねます。		
	キャンセル・払い戻しの対応は、いたしかねます。主催者様をご案内します。		
	車いす席の販売はお受けいたしかねます。		
申請後の内容変更は、速やかにご連絡ください。内容や変更に関する一切の責任は負いかねます。			

受託条件に承諾し、上記の通り、チケット委託販売を申請いたします。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

職員印	受領印